

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		多治見市霊園えい地の使用料又は清掃料の減免		
根拠例規及び条項		多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）第 10 条、第 12 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 43 年規則第 17 号）		
	基 準	使用料等の減額の率は、それぞれ 100 分の 50 以内とする。（条例施行規則第 13 条） 減免の可否については、申請者の個別具体的な申請理由により判断することとする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～3 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				